

平成29年2月27日現在

凡例

操業自粛等

出荷制限

操業自粛等(水域名)  
対象魚種

出荷制限(水域名)  
対象魚種 規制開始日

宮城県

出荷制限(宮城県沖)  
クロダイ 24.6.28～(北部は 24.11.6～)

福島県

操業自粛等(福島県沖)  
沿岸漁業及び底びき網漁業(ただし脚注に  
示した試験操業・販売を除く。)

出荷制限(福島県沖)  
イカナゴ(稚魚を除く)、ウスメバル、ウミタ  
ナゴ、キツネメバル、クロダイ、サクラマス、  
シロメバル、スズキ、ヌマガレイ、ムラソイ、  
ビノスガイ24.6.22～  
カサゴ H25.8.8～

県北部

茨城県

県中部

クロメバル

県南部

キツネメバル

注：福島県沖では以下の97種を対象に試験操業・販売が行われている。

【魚類 71種】 アイナメ、アオメエソ、アカカマス、アカガレイ、アカシタビラメ、アカムツ、アコウダイ、イシガレイ、イシカワシラウオ、ウマヅラハギ、エゾイソアイナメ、オオクチイシナギ、カガミダイ、カツオ、カナガシラ、カンパチ、キアンコウ、キチジ、クロウシノシタ、クロソイ、クロマグロ、ケムシカジカ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、ゴマサバ、コモンカスベ、コモンフグ、サブロウ、サメガレイ、サヨリ、サワラ、シイラ、ショウサイフグ、シラウオ、シラス(カタクチイワシの稚魚)、シログチ、シロザケ、スケトウダラ、ソウハチ、タチウオ、チダイ、トラフグ、ナガヅカ、ナガレメイタガレイ、ニベ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラマサ、ヒラメ、ヒレグロ、ブリ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアジ、マアナゴ、マイワシ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マサバ、マダイ、マダラ、マツカワ、マトウダイ、マフグ、ミギガレイ、ムシガレイ、メイタガレイ、メダイ、ヤナギムシガレイ、ユメカサゴ

【甲殻類 8種】 ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ヒゴロモエビ、ヒラツメガニ、ベニズワイガニ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ

【イカ・タコ類 7種】 ケンサキイカ、ジンドウイカ、スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ、ヤリイカ

【貝類 9種】 アサリ、アワビ、エゾボラモドキ、シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、ナガバイ、ヒメエゾボラ、ホッキガイ、モスソガイ

【その他 2種】 オキナマコ、キタムラサキウニ